

女性の活躍推進を図るため、 主要団体が「行動宣言」をアピール



人口減少時代を迎え、今後、労働力人口の大幅な減少が見込まれる中、女性の就労を促進するとともに、働く女性が就労意欲を失うことなく、その能力を伸長、発揮できる環境を整備することが求められています。

当会の上部団体である愛媛県法人会連合会が主体となり、平成25年度に厚生労働省から委託された「ポジティブ・アクション展開事業」を実施し、メンター制度の普及を図りました。

平成26年度には、内閣府から委託された、「地域女性活躍加速化交付金事業」により、県内の主要な団体や支援機関、大学等で構成した「えひめ女性活躍推進協議会」を組織化し、一致した行動指針としての「行動宣言」を作成しました。

4月13日には、えひめ女性活躍推進協議会の構成団体の代表者が一堂に集まり、参加した構成団体の総意として「行動宣言」を愛媛県知事(代理：長谷川副知事)、愛媛労働局長に森田会長から手渡し、熱意を対外的にアピールしました。

また、平成27年度は愛媛県から委託の「えひめ女性活躍推進事業」の説明が、愛媛県担当課からあり、県内全域を対象とした「女性メンターの育成」「社長、経営幹部、管理職等への意識啓発」「県内事業所や行政機関への周知啓発」の事業を強力に推進することを了解しました。

更に、「えひめ女性活躍推進協議会」の構成メンバーを各種団体に幅広く呼び掛け、オール愛媛体制で女性活躍推進を実施することになりました。



▲左：長谷川副知事 右：森田会長



▲左：天野労働局長 右：森田会長

・女性活躍推進協議会構成団体会長等会議	p1	・愛媛県からのお知らせ	p4
・アクリル毛糸たわし贈呈式、税制改正要望活動	p2	・松山税務署からのお知らせ、	p5
・支部活動報告	p3	・マイナンバー制度への実務対応Vol.1	p6.7
		・絵はがきコンクール、結婚支援センター新事業	p8

アクリル毛糸たわし贈呈式 15年連続実施

女性部会が社会貢献活動として取り組んできました「水質汚染防止アクリル毛糸たわし」の作成ですが、今回15年目を迎えました。今年も、女性部会員が1つ1つ手編みで丁寧に作り上げました。そして、2月12日に、松山税務署に前回は上回る3,000個贈呈し、所得税確定申告の案内とe-Tax普及推進を兼ねて、税務署を訪れる方々に配布して頂きました。

このアクリル毛糸たわしは、洗剤を使用せず、キッチンなどの水回りの掃除ができるため、環境にやさしく、利用者の方からも大変好評いただいております。



今後の「税のありがた」を地方から発信

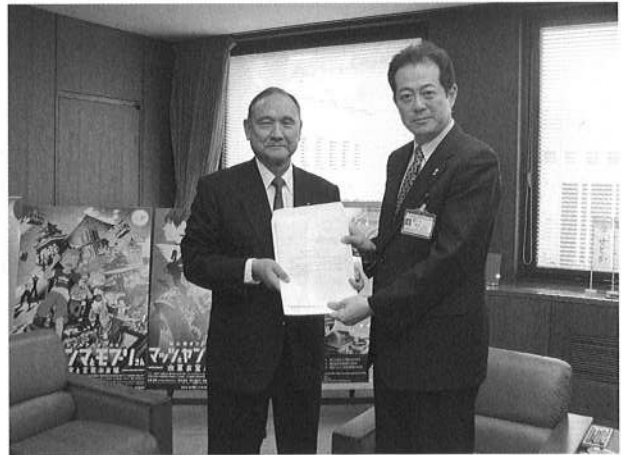
～平成27年度 税制改正要望活動報告～

法人会活動の重要な事業である「税制改正提言活動」について、(公財)全国法人会総連合が実施した「全国税制改正要望大会」において決議された『平成27年度税制改正要望書』を、国や県下各自治体の首長に対し提出しております。

(公社)松山法人会では、野志松山市長をはじめとし、地元選出国會議員の先生方や愛媛県あるいは愛媛県議会に対して、それぞれ提言を行うとともに要望書を手渡しました。



▲左:明比県議会議長 右:岩丸事務局長



▲左:篠原税制・税務委員長 右:野志市長

東温市独身者交流パーティーde愛イベントIN利楽 Vol.7

東温支部(支部長:(株)佐伯物産佐伯正夫氏)は、12月3日に東温市見奈良『見奈良天然温泉 利楽』にて、『東温市独身者交流パーティーde愛イベント』を開催しました。東温支部で開催するのは、今回で7回目となり、産直市場(あさつゆマルシェ)散策では、会話も弾み、4組のカップルが誕生しました。東温支部での累計カップル数は、42組となりました。



支部講演会に100名以上が参加！

(第9支部 講演会)

日時：3月2日(月)

於：ホテルJALシティ松山

第9支部では、経営者、社員等が参加した税務研修会と講演会を開催しました。

税務研修会では、松山税務署担当統括官が平成26年税制改正についてのワンポイント講座を行いました。また、講演会は、(株)いよぎん地域経済研究センター(IRC)社長の山崎正人氏が「パラダイムシフトした社会のこれからを考える」と題して、企業が変化の激しい社会の中で生き残るための術を県内外の統計データを用いて講演しました。講演会には、一般の方を含め100名以上の参加者があり盛会となりました。



仕事をするにはまず姿勢から

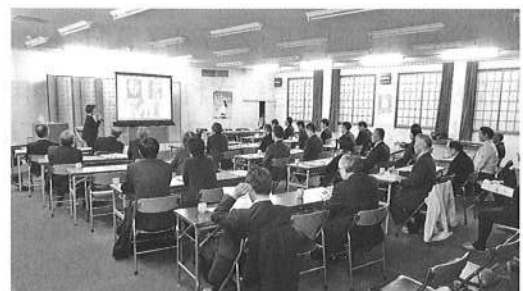
(第12支部 講演会)

日時：3月3日(火)

於：魚数

第12支部では、接遇に必要不可欠な姿勢について、「今すぐ試せる姿勢の正し方」と題してNPO法人ヘルスプロモーションネットワーク理事長井門恵理子氏による講演会が開催されました。

企業のうち特に接客が多い職場においては姿勢を正すよう指導が行われている場合が多いですが、当講演では姿勢と心身の関連性から、姿勢を正す具体的な実践方法を学ぶことができました。参加者からは「今まで姿勢などの所作については、ただ『やれ』というだけで、何故どのようにして姿勢を正すのかを説明できていなかった。この内容を持ち帰って早速実践したい」という声もありました。



愛媛県からのお知らせ

10,000円で12,000円分のお買いもの♪
プレミアム付地域商品券を発行します！

総額120億円
100万セット

えがお 愛顔のえひめ商品券 取扱店舗募集！



愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん
許諾番号:1-2702022

募集対象

小売業

飲食業

宿泊業

サービス業

県内にある小売業、飲食業、宿泊業、サービス業を営む店舗を募集します。

※愛媛県商工会連合会、各商工会議所または商工会のホームページ記載の「愛顔のえひめ商品券取扱店舗募集要項」の対象外事業者にあっては登録できませんのでご注意願います。

募集期間

平成27年4月20日（月）～5月12日（火）

**取扱店舗への登録方法等、詳細については、
店舗所在地の商工会議所または商工会にお問い合わせください。**

えがお 愛顔のえひめ商品券とは・・・？

☆1セットにつき1,000円券が12枚入っており、10,000円でご購入いただけます。
うち6枚（6,000円分）は、愛媛県内の全ての取扱店舗でご利用ができます。
うち6枚（6,000円分）は、お住まいの市町内のみの取扱店舗でご利用ができます。
※ご購入はお1人につき3セットまでとなっております。

☆有効利用期間は平成27年7月1日（水）～平成27年11月30日（月）です。

☆取扱店舗として登録された店舗で使用できます。

商品券をご利用いただける店舗については、5月下旬に、愛媛県商工会連合会および県内の商工会議所、商工会のホームページにてお知らせします。

●発行者

愛媛県商工会連合会

●販売者

各地域の商工会議所及び商工会

愛顔のえひめ商品券についてご質問等がある場合は、コールセンターにお電話またはホームページをご覧ください。

愛顔のえひめ商品券コールセンター：0120-101-104（平日9：00～18：00）

愛顔のえひめ商品券ホームページ：「愛顔のえひめ商品券」で検索してください。

松山税務署からのお知らせ

法人会会員の皆様へ

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されます。

具体的には、平成28年1月から順次、国税分野で個人番号及び法人番号の利用が開始され、申告書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

平成27年10月以降、法人番号が書面により通知されます ～法人番号はインターネットを通じて原則公表します～

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体のほか、④これら以外の法人又は人格のない社団等で法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に対して、例えば、①の法人については、番号の指定後、登記上の本店所在地に通知書をお届けします。

なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には指定されません。

(注)設立登記法人が本店所在地の登記の変更手続を行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されますのでご注意ください。

法人番号は、13桁の番号で、原則としてインターネット(法人番号の公表サイト)を通じて公表します。公表サイトでは、利用される方にとって使いやすいものとなるよう、公表する3情報(①名称、②所在地、③法人番号)の検索やデータダウンロードを可能とします。

◆税務関係書類への番号記載時期(抜粋)

○法人税

平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から

○消費税

平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から

○申請書・届出書

平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から

法人番号の最新情報は

国税庁HPのトップページの  をクリック。

<https://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>



マイナンバー制度の最新情報は

・ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 【内閣官房マイナンバーHP】

・ マイナンバーのコールセンター(全国共通ナビダイヤル)0570-20-0178

マイナンバー制度への実務対応 Vol.1

マイナンバー制度が導入されると、各事業所ではどのような対応をしなければならないのでしょうか？
みなさんが気になる情報を、今月からシリーズでお届けします!!

マイナンバー制度の施行に向け準備を進めてください

個人のマイナンバーは法人番号とは別に、平成27年10月以降住民票を有する全ての方に市町より通知される予定です。従業員に対しても、個人番号の流れを理解していただき、個人番号通知後速やかに会社に提出するよう促す必要があります。

まずは以下の利用場面と対象業務を洗い出し、組織体制や個人番号の利用開始までのスケジュールや対処方針を検討しましょう。具体的な対処方法については、次回以降の記事もしくは法人会の研修会にて紹介する予定です。



表面(案)



裏面(案)

利用場面の例

- ・入社
- ・身上関係変更 (結婚、被扶養者追加等)
- ・休職 復職
- ・組織異動 (分社・出向等)
- ・証明書発行
- ・退社

対象業務の例

- ・納税手続
- ・年末調整、源泉徴収等
- ・社会保険関係手続
- ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険等

個人番号の流れ

取得 (本人・扶養家族)

安全管理措置

保管

利用

提供

開示・訂正・利用停止

廃棄

対処方針を決めるべき項目例

社内規定の見直し (基本方針、取扱規程)

システム対応 (改修等)

安全管理措置
(組織体制、担当者の監督、区域管理、
漏えい防止、アクセス制限など)

社内規定の見直し (基本方針、取扱規程)

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等をご確認下さい。

内閣官房 マイナンバー

検索

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>